

過誤納金（還付金）還付請求権譲渡通知書

平成 年 月 日

愛知県 県税事務所長殿

譲渡人（自動車税の場合は課税年度の4月1日現在の名義の人となります。）

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者

印

（電話 - - ）

私（当社）が貴職に対して有する下記過誤納金（還付金）の還付請求権は、平成 年 月 日次の譲受人へ譲渡しましたので、通知します。

譲受人

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者

（電話 - - ）

記

税目	税	過誤納金（還付金）の金額	
年 土	年度	譲渡する過誤納金（還付金）の金額	
期（月）別又は登録番号		納付（納入）年月日	年 月 日
過誤納金（還付金）の発生年月日及び発生理由	年 月 日		
摘要			

※ 過誤納金（還付金）の受領を口座振替で希望される場合は、次の1又は2に譲受人の振込先口座を記入してください（一部振込みのできない金融機関があります。）。

1 金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）

銀行	本店
信用金庫	支店
信用組合	出張所
共同組合	
預金の種類	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

2 ゆうちょ銀行（①及び②を記入してください。）

① 他の金融機関からゆうちょ銀行口座への振込用の店名・預金種目・口座番号

店名	預金種目	口座番号
	1 普通 2 当座	
フリガナ		
口座名義人		

② ①の振込用口座の貯金通帳の記号・番号

通帳記号	通帳記号（右づけ記入）

御注意

- 譲渡人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のものに限ります。コピー可）を添付し、譲渡通知書には、印鑑証明書の印影と同じ印を押印してください。
- 抹消登録による自動車税の還付金の場合は、抹消登録した月の翌月5日までに提出してください。
- 誤納（二重納付）による還付金の場合は、誤納（二重納付）後、5日以内に提出してください。
- 原則として、還付金発生後に提出してください。